

令和6年度答申第7号

令和6年11月 6日

松戸市教育委員会

教育長 波田 寿一 様

松戸市個人情報保護審議会

会 長 井 川 信 子 印

個人情報の開示決定に対する審査請求に係る諮問について（答申）

令和5年5月24日付け松教生総第54号をもって諮問のあった個人情報開示決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、別紙のとおり答申する。

答 申

1 審議会の結論

松戸市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は本件処分を取り消し、改めて開示決定等をすべきである。

2 本件審査請求までの経過

- (1) 審査請求人は、令和5年3月23日付け個人情報開示請求書により、「私が令和○年○月○日付け請願書で行った請願について、作成・取得されたもの一切。たとえば、請願の結果やその通知にかかるもの、私が教育委員会会議に出席したことがわかるもの、音声データ、議事録、委員への配布資料、教育総務課長の原稿、審議で使用された文書、陳述についてのもの、上記請願についての問い合わせに係るものなどを含む。ただし、私の今月10日付け教育委員会宛の個人情報開示請求に対して特定されるものを除く。」（以下「開示請求文書」という。）について、松戸市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年松戸市条例第46号）による廃止前の松戸市個人情報の保護に関する条例（昭和63年松戸市条例第10号。以下「条例」という。）第10条第1項の規定により、個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）をした。
- (2) 本件開示請求に対して、令和5年3月31日付け個人情報開示決定通知書（以下「本件開示決定通知書」という。）により、本件処分を行った。
- (3) 審査請求人は、本件処分を不服として、令和5年4月12日付け審査請求書により、本件審査請求を行った。
- (4) 審査請求人は、令和5年6月20日付け反論書を提出した。

3 本件審査請求の趣旨及び理由

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件審査請求の趣旨

本件処分を取り消して、請求対象文書をさらに特定したうえで、請求した情報は、全て開示するとの裁決を求める。

(2) 本件審査請求の理由

対象個人情報の記録が本件で特定されたもので尽くされているとは到底

考えられない。本件開示決定通知書の別紙2においてNo. 1ないし3として示されたものは、いずれも条例第2条第1号アに該当するから、開示請求者にあたる審査請求人の個人情報である。上記No. 1については、開示請求者の音声が記録されていなければ、開示請求者の個人情報に該当することがなくなるわけではなく、開示請求者にあたる審査請求人が行った請願に係る部分は、開示請求者の個人に関する情報であって、開示請求者の個人に関する当該情報には、本件で市の機関にあたる教育委員会において、教育委員会の保有する他の情報（請願書等）と照合することができ、それにより開示請求者にあたる審査請求人という特定の個人を識別することができることとなるものを含んでいるものであるから、上記No. 1も特定すべきである。上記No. 2については、広く一般に公開されることを前提として作成されていれば、開示請求者の個人情報に該当することがなくなるわけではなく、開示請求者にあたる審査請求人が行った請願に係る部分は、開示請求者の個人に関する情報であって、開示請求者の個人に関する当該情報には、本件で市の機関にあたる教育委員会において、教育委員会の保有する他の情報（請願書等）と照合することができ、それにより開示請求者にあたる審査請求人という特定の個人を識別することになるものを含んでいるものであるから、上記No. 2も特定すべきである。上記No. 3については、開示請求者の氏名や住所や電話番号といったいわゆるプロフィールの情報が記録されて初めて開示請求者の個人情報に該当することになるわけではなく、開示請求者にあたる審査請求人が行った請願に係る原稿は、開示請求者の個人に関する情報であって、開示請求者の個人に関する当該情報には、本件で市の機関にあたる教育委員会において、教育委員会の保有する他の情報（請願書等）と照合することができ、それにより開示請求者にあたる審査請求人という特定の個人を識別することができることとなるものを含んでいるものであるから、上記No. 3も特定すべきである。

そもそも、上記No. 1ないし3は、いずれも、松戸市教育委員会の令和5年3月24日付けの審査請求人に対する個人情報開示決定処分（松教生総第374号）（以下、前回処分という。）において開示しておくべき個人情報である。

本件は、請求対象の一部が個人情報に該当しないことを理由として申請

拒否処分をもしたものであるから、処分庁は、個人情報に該当しないとして開示をしないことをした理由を付記する義務を負う。本来、本件は、申請拒否処分をした以上、全部開示の判断ではなく、一部開示決定となるものである。

請願の採択結果については、令和〇年〇月〇日付けで作成され、同月〇日に審査請求人の手許に郵便により届いたものであるうえに、前回処分において開示になった個人情報には、請願の採択結果についてのものが含まれていたものの、文書番号及び作成日が空欄となったものであり、公印等も付されていないものであった。そうすると、そうした処理が済んだ後のこれらに係る個人情報も、本件開示請求に対して特定すべきである。

4 処分庁の説明

処分庁の説明は、おおむね次のとおりである。

(1) 本案の弁明の趣旨

本件審査請求を棄却することを求める。

(2) 本件処分の理由

ア 文書の特定について

審査請求人の開示請求文書については、本件開示決定通知書の別紙1の件名欄のとおり特定した。

なお、別紙2のNo. 1からNo. 3までについては、審査請求人の個人情報は含まれていないことから、個人情報開示請求の対象外のものである。

また、請願（令和5年請願第1号）の採択結果については、審査請求人から令和5年3月10日付けの審査請求がなされ、開示のための事務手続き時点では、通知前の公文書として作成したものであった。この文書は、文書番号、文書作成日及び公印が押印された文書以外、審査請求人に通知した内容と、個人情報に関する内容が同一のものであると判断し開示したものである。

イ 非開示理由について

別紙2 No. 1の教育委員会3月定例教育委員会会議音声データ（以下「本件文書1」という。）、No. 2教育委員会3月定例教育委員会会議議事録（以下「本件文書2」という。）及びNo. 3教育委員会3月

定例教育委員会会議における教育総務課長の原稿（以下「本件文書３」という。）には、審査請求人の個人情報に含まれていないことから非開示としたものである。

5 審議会の判断

本件処分に対する審議会の判断は、次のとおりである。

(1) 本件文書１、本件文書２及び本件文書３について

ア 本件文書１について

個人情報とは、個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）（条例第２条第１号ア）、又は個人識別符号が含まれるもの（同号イ）をいう。

ここで、「特定の個人を識別することができるもの」とは、氏名、住所、生年月日その他の記述等により、特定の個人であると識別することができ、又は識別される可能性がある場合をいう。

本件文書１は、教育委員会会議を録音した音声データであり、当該会議においては、審査請求人が請願した内容について採択の可否を審査していたものである。審議された請願は、審査請求人が一人で請願していたものであり、たとえ会議において審査請求人の氏名が出ていなかったとしても、審議の内容と請願書の内容から審査請求人を識別することは可能である。とすると、審議の状況が録音されている本件文書１は、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるものといえ、個人情報を含む公文書に該当する。

そして、教育委員会会議は秘密会として開催されたものではなく、公開されていたことから、条例に規定されている非開示情報にも該当しない。

よって、本件文書１は開示すべきである。

イ 本件文書２について

本件文書２は、本件文書１をまとめた会議録であることから、本件文書１と同様に他の情報（請願書等）と照合することにより審査請求人を特定することができるので、審査請求人の個人情報に該当する。

処分庁は、本件文書２は広く一般に公開されることを前提として作成されており、また、ホームページ等により公開されていることから、個人情報に該当しないとしている。

しかしながら、一般に公開されているからといって、当該文書に含まれる個人情報の該当性が否定されるわけではなく、また、条例にもかかる規定は存在しない。

そして、本件文書２は、条例に規定されている非開示情報にも該当しないことから、開示すべきである。

ウ 本件文書３について

公文書とは、市の機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム若しくは電磁的記録であって、当該市の機関の職員が組織的に用いるものとして、当該市の機関が保有しているものをいう。（条例第２条第７号）

ここで、「市の機関の職員が組織的に用いるものとして、当該市の機関が保有しているもの」とは、作成又は取得に関与した職員個人の段階のものではなく市の機関の組織において、業務上必要なものとして、他の職員と組織的に共有し、利用又は保存されている状態のものをいう。

当審議会において、処分庁に対して意見聴取を行ったところ、本件文書３は、教育委員会会議に出席するにあたり、教育総務課長が個人的に利用するために、自身で作成したものであることが認められた。とすると組織として共用されている事実がないことから、本件文書３は公文書に該当せず、開示の対象とはならない。

(2) 請願の採択結果について

請願の採択結果については、起案文書に添付されている日付と文書番号が記入されていない案としての文書しか開示されていない。このことについて当審議会において、処分庁に対して意見聴取をおこなったところ、開示請求を受けた令和５年３月２３日時点においては、日付、文書番号を記入し、公印を押印した採択結果を審査請求人に発送しており、処分庁はかかる文書の控えを保管している事実が確認された。

発送した文書の控えは、開示されている案文とは日付・文書番号・公印の有無しか相違する点はなく、審査請求人の個人情報に関する部分についての内容は同一である。しかし、案文と発送した文書の控えは別の文書で

ある以上、発送した文書の控えについても、文書の特定、および、開示の判断をする必要がある。

そして、発送した文書の控えは、審査請求人の個人情報を含む公文書に該当し、条例に規定されている非開示情報にも該当しないことから、開示すべきである。

(3) 文書の特定について

審査請求人は、対象たる個人情報の記録が本件で特定されたもので尽くされているとは到底考えられず、さらなる文書の特定を主張している。

このことについて、当審議会において、処分庁に対して意見聴取を行い、特定した文書、本件文書 1 から 3、および発送した請願の採択結果の控え以外の文書の存在について確認を行ったが、処分庁の説明に不自然な点は認められなかった。

6 結論

以上により、審議会としては、「1 審議会の結論」のとおり判断する。当審議会の処理経過は、別紙のとおりである。

審議会の処理経過

年 月 日	内 容
令和 5 年 5 月 2 4 日	諮問書の受理
令和 6 年 8 月 2 日	第 1 回審議会（諮問の報告・審議）
令和 6 年 9 月 1 1 日	第 2 回審議会（審議・意見陳述）
令和 6 年 1 0 月 8 日	第 3 回審議会（審議・理由説明）
令和 6 年 1 1 月 6 日	第 4 回審議会（審議）